

役員報酬規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 4 号

改正 平成17年 1 月 1 日規程第 1 号

平成17年 5 月27日規程第14号

平成21年 8 月 7 日規程第 7 号

平成21年12月14日規程第 9 号

平成22年11月18日規程第21号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）については、本俸、特別調整手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

2 機構の業務について生じた実費の弁償は、報酬に含まれない。

(報酬の支払方法)

第 3 条 役員の報酬は、法令に基づきその役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。ただし、理事長が別に定める場合には、その役員の預金又は貯金への口座振込みの方法によることができるものとする。

(本俸月額)

第 4 条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 103万 1 千円

(2) 理事 84万 1 千円

(3) 監事 72万 1 千円

(特別調整手当の月額)

第 5 条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に準じて常勤役員に対して支給する。

(報酬の支給方法)

第 6 条 報酬（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、毎月20日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

(新たに常勤役員となった者及び常勤役員でなくなった者の報酬)

第 7 条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬（期末手当、勤勉手当及び通勤手当を除く。）を支給する。

2 常勤役員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(期末手当)

第 8 条 期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在勤する常勤役員及び基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員に対して支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合にあっては、100分の62.5、12月に支給する場合にあっては、100分の77.5を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100分の100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60

(4) 3 箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員においては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき本俸及び特

別調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

- 4 期末手当は、6月30日及び12月10日（以下これらの日を「期末手当支給日」という。）に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。
- 5 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が任命権者の要請に応じ、引き続いて常勤役員になるために退職し、かつ、引き続いて常勤役員となった場合には、期末手当の支給に当たり、基準日以前6箇月以内のその者の国家公務員としての引き続いた在職期間を常勤役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者においては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
 - （1）基準日から当該基準日の属する月で第4項に規定する期末手当支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項及び第3項の規定に基づく解任（第2項第1号に掲げる事由に該当することによる解任を除く。）の処分を受けた常勤役員
 - （2）基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日の属する月で第4項に規定する期末手当支給日の前日までの間に離職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - （3）次項第1号の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
 - （4）基準日前1箇月以内に退職した常勤役員で、その退職に引き続いて国家公務員となったもの
- 7 理事長は、期末手当支給日に期末手当を支給することとされていた常勤役員で当該期末手当支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - （1）離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - （2）離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対して期末手当を支給することが、機構の信用を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 8 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - （1）一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - （2）一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - （3）一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 9 前項の規定は、理事長が、一時差し止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、

期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

（勤勉手当）

第8条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在勤する常勤役員及び基準日前1箇以内に退職し、又は死亡した常勤役員に対して、その者の基準日以前6箇月以内の期間における職務実績等に応じて、支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤役員の在職期間による割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、それぞれの基準日現在において常勤役員の勤勉手当基礎額に100分の77.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員においては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における常勤役員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

在職期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

5 前条第4項から第9項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、「期末手当支給日」とあるのは「勤勉手当支給日」と、前条第3項中「基準日」とあるのは「基準日（次条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第6号中「第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、職員給与規程（平成16年規程第6号）第37条第1項の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額、職員給与規程第37条第2項に規定する額に準ずる額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関して必要な事項は、職員給与規程の例に準ずるものとする。

（非常勤役員手当の月額）

第10条 非常勤の監事の非常勤役員手当は、月額24万8千円とする。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の非常勤役員について準用する。

（実施に関し必要な事項）

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日現在において労働福祉事業団（以下「事業団」という。）に在職す

る常勤役員であって、同年４月１日に機構の常勤役員に任命された者の第８条第２項の在職期間の算定については、事業団の常勤役員としての在職期間を含むものとする。

附 則〔平成17年１月１日規程第１号〕

- 1 この規程は、平成17年１月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成17年３月31日までの間の職員給与規程（平成16年規程第6号）第19条第２項の規定の適用については、この規程による変更前の本俸の月額による。

附 則〔平成17年５月27日規程第14号〕

- 1 この規程は、平成17年６月１日から施行する。

附 則〔平成21年８月７日規程第７号〕

- 1 この規程は、平成21年８月７日から施行する。
- 2 役員の期末特別手当の支給に関する達（平成16年達第７号）は、廃止する。

附 則〔平成21年12月14日規程第９号〕

- 1 この規程は、平成22年１月１日から施行する。

附 則〔平成22年11月18日規程第21号〕

- 1 この規程は、平成22年12月１日から施行する。